

## 第4章 専門家として扱うことと扱われることのエスノメソドロジー 及び訂正の問題

豊崎玲子(A班)  
藤田千晶(A班)  
渡邊ひかる(A班)

### 1. はじめに

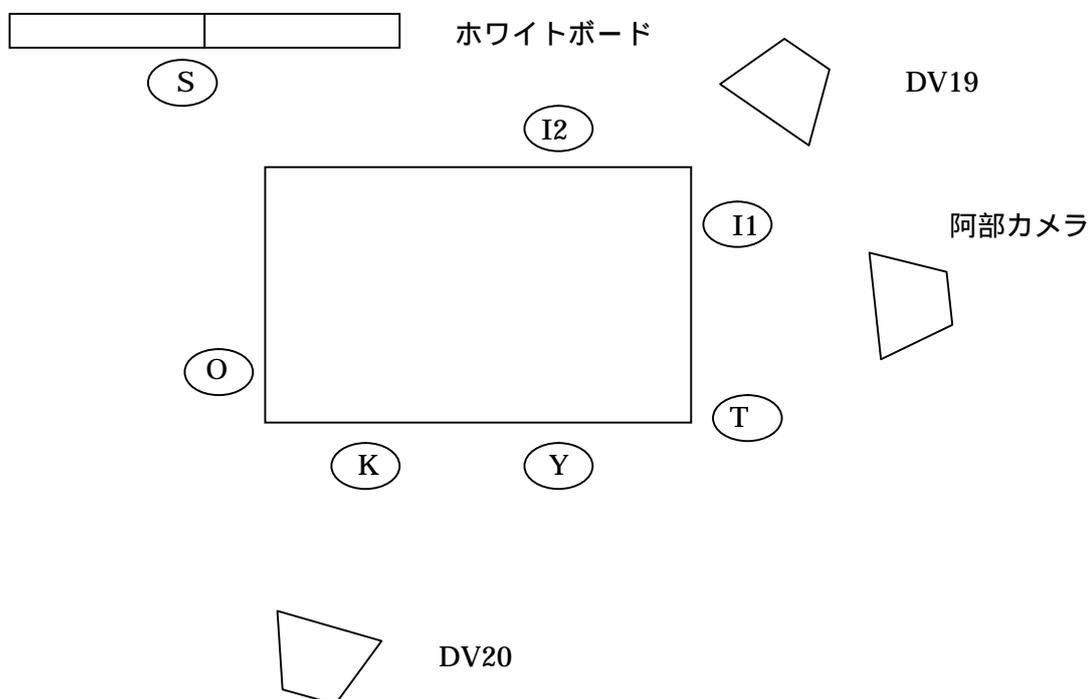
#### 1-1. 撮影

[日時] 2011年11月12日 14:11:00~16:08:11

[撮影場所] 徳島大学5号館302-303教室

[機材] カメラ3台、三脚、ICレコーダー1台

[被撮影者] 『総合科学特別講義』履修の学生5名(A班)、ファシリテーター2名



《図：ワークショップ中の被撮影者の位置とカメラの位置》

#### 1-2. 調査概要

この調査は、『総合科学特別講義』を履修している学生がワークショップをしている場面を、私たちが撮影したものである。第1ワークショップが4題、第2ワークショップでは1

題の、在宅医療に関する設問が与えられていて、それについて班ごとに議論するものであった。授業の最後に、議論の結果を発表し、さらに質疑応答の時間も設けられていた。

被撮影者である A 班は、O さんが司会を務め、Y さんが書記、そして S さんが板書、というように役割分担がなされていた。よって、司会者の O さんが中心となり、ワークショップが進められた。ファシリテーターである I2 さんは看護師(現在は病院勤務ではなく教育関係勤務)であり、K さんは病院でソーシャルワーカーとして働いている。両者とも、医療の専門家であると言える。

## 2. ワークショップ

ここからワークショップ中に見られた相互行為の特徴的な場面について考察をしていく。

### 2-1. [ 場面 1 : 発話権の割り振り ]

DV19vol13 2:20:32 ~ 2:21:22



この場面は、「療養の場所としての在宅には期待が高いのに、看取りの場所としては期待が低い。この食い違いを解消する必要はあるか。あるなら、どうすべきか。」という問題について議論している場面である。

- 2:20:32 01 O : ( ) 自宅で看取るにしてもどうしてもその : 家族の方の負担が(.)大きく  
02 なるわけですし(.)そんならもういっそのこと かい介護がある程度の介  
03 護は自宅でやってその : みと看取るっていうか最期の場 : は病院で(.)い  
04 っそ割り切った方がその患者としても家族としても負担が少ないのでは  
05 ないかなとは思いますが
- 2:20:56 06 Y : ん : えっと患者本人が(1.0)家で(.)最期迎えたいっていうふうにならずと言  
07 っている例え家族が(2.0)その自宅で看取る覚悟がないっていう場合

- 08 は(0.4)そのどっちの意見を尊重すべきなのでしょう。
- 2:21:18 09 K : ((Oの方へと一瞬視線を送る))
- 2:21:19 10 K : それは(先生)どうですかねhh
- 2:21:22 11 I2 : (なんでそんな)意見を尊重するというよりそれはやっぱりあの : ご家族  
12 の対応にもよると思います。

ここでは、司会者であるOさんが自分自身の意見を発言し、Yさんは、Oさんの意見に肯定も否定もせず、専門家であるKさんに視線をむけながら発言し、Kさんに質問をしている。Yさんは、在宅医療の複雑さは、専門家に聞くべきだと考えているために、医療の専門家であるKさんに話をふっていると考えられる。さらにYさんは、自分の意見を述べずに、前の人の意見をまとめ、それを質問の形にして他の人へと投げかけているため、この場面では、YさんがOさんよりも司会者らしい役割を果たしているようにみえる。

Yさんから質問を受けたKさんは、Oさんの方へと一瞬視線を送った後、同じ専門家であるI2さんへと話をふった(9行目・10行目)。なぜKさんは、発話する前にOさんの方を見たのだろうか。裁判では通常、裁判長が発話者の割りふりを行う。裁判長は、発話権の割りふりにおいて、強い権限を持っている。このワークショップの場面では、割りふりの権限は、司会者であるOさんが持っている。司会者がいるときに、勝手に次の発話者の指名は、してはならない行為である。小宮は、「会話のなかで『行為をすること』はこうして、今どういう場面なのか、相手の行為が何であるのか、自分がどんな行為をすべきなのかといった会話参加者たちの理解をその上に表示しながら発言をつなげていきます。(小宮2006:138)」と述べている。Kさんは、I2さんを次の発話者として指名する前にOさんの方に視線を送る行為によって、「発話者の割りふりの権限は司会者であるあなた(Oさん)にあることは分かっていますよ。」ということを示しているのではないだろうか。発話の割りふりのルールを、破ってしまっていることを分かっているながら逸脱することは、許される行為であると考えられる。そしてKさんは、Yさんからの質問は、専門家にむけての質問だと考えたために、学生を指名することなく、同じ医療の専門家であるI2さんに発話権を割りふっている。

さらにこの場面では、I2さんにも専門家ならではの部分が見られた。「それは(先生)どうですかねhh」(10行目)とKさんに言われたとき、I2さんは「(なんでそんな)」(11行目)と、「なんでそんな先生なんて呼び方をするのですか」と解釈できるような、謙遜した態度をみせる。しかし、すぐに学生への質問の回答となるような発言をし始め、専門家としてのI2さんへと切り替わっている。また、OさんやYさんは家族のことを「家族」と発言しているのに対しI2さんは、「ご家族」というように、丁寧な表現をしている。言葉の選び方が、医療に関する専門家と素人とでは違っていることが分かる。

## 2-2. [場面2：専門家をどのタイミングで参加させるのか]

DV19vol13 2:24:16~2:26:19



O が I2 に意見を求めるシーン

DV19vol13 14:26:05

- 2:24:16 01 O：じゃあそろそろあの時間も時間時間 [(近くな) ってますので (少し) 結  
02 K： [ そうですね  
03 O：論に入っていかなければならないのですが。  
04 K：はい。
- 2:24:18~2:26:02 学生 O、Y、T、I1 が順番に意見を述べる。
- 2:26:03 05 O：I2 さん ((名字を呼び間違えた)) あっすいませんすいません I2 さん  
06 は。  
2:26:07 07 I2：いやいい( )私は h h h 皆さんがたですからね、私達は少しまあヒント  
08 だけですから。  
2:26:14 09 O：° はい° なんかすいません。(2.0)ではえ：とじゃあ問題2に入っとう  
10 と思います。

この場面は問題1の結論に入っていく場面である。司会者Oさんが、自分の意見を発言した後に、Yさん、Tさん、I1さんへと意見を促した。そして最後にI2さんへ割り振った。Oさんは学生全員が発言した後に、I2さんにも発言を求めたが、「いやいい( )私は h h h 皆さんがたですからね、私達は少しまあヒントだけですから。」(7行目・8行目)と、結論となるような発言はしなかった。I2さんは議論の途中では助言し、専門家として、学生のヒントとなるようなことは発言するが、この場面のように議論の最終場面では結論を述べるようなことはしない、ということが、自分のファシリテーターとしての役割であると認識していると考えられる。

ここで最後にI2さんに割り振ることは、適切ではあるけれども、不適切である。というのも、在宅医療の専門家と素人という隣接対において、ポジティブな意見・ネガティブな意見を統合して総合的に結論を出すことができるのはI2さんのような専門家の方が得意である。しかし、ファシリテーターとして参加しているというI2さんの自覚から、学生が

WSでの議論を統合して、学生独自の見解を見出してほしいというのが、「いやいい( )私はhhh皆さんがたですからね、私達は少しまあヒントだけですから。」(7行目・8行目)ということから推測される。だが、Oさんとしては結論を導き出したかったため、「°はい°なんかすいません。」と、とまどいが見られた。この後、自身でYさん、Tさん、I1さんの意見をまとめず、問題2に展開したのは、Oさんは進行をスムーズにすませる役割としての行動からではないかと考えられる。

### 2-3. [場面3：自己修復]

DV19vol19 2:54:25~2:55:08



OがI2に意見を求めるシーン

DV19vol13 14:26:05

- 2:54:25 01 O：はい(1.4)じゃあそういうことでいったん  
 02 I2： はい はい  
 03 O：どうしましょうこれ(い、いま)ですねえ(2.4)じゃあえ：15時5分ぐらい  
 04 からスタートということで、いったん休憩に入らせていただきます。お  
 05 疲れさまでした。  
 06 I2：に25分でもうあの30分から発表というところでありますけど  
 07 O：えっまじで？  
 08 I2：だからまとめたりするところの時間配分オッケーですか？  
 09 O：そういうことに関しては[あの書記と板書の方にお任せし]ております。  
 10 I2： [ hhhh  
 11 K： [ hhhh  
 12 I2：グループじゃないですか  
 13 K： hhhhh  
 14 O：そうですねじゃあじゃあまあ(2.0)じゃあ5分から開始するけど  
 15 Y：10分も休憩していいんですか？  
 16 O：じゅっただだって今中途半端じゃないのだって

- 17 Y: だって3時から始めたらいいじゃん  
 18 O: ((自分の腕時計と、教室の時計とを見比べる))  
 19 O: えっえっあれ(1.0)ちょっと若干早いかしら俺の時計  
 20 K: あっそうかも(.)しれませんね ((Oの腕時計を覗きこみながら))  
 21 O: あっちょっと早いじゃああの: じゃああの3時3時  
 22 K: はい  
 23 I2: はい  
 24 O: スタートということで  
 25 I2: はい  
 26 O: お疲れさまでした

この場面は、いったん休憩をはさもうとしている場面である。

上の[場面2]では、I2さんは、自分たち専門家の役割は、学生に専門的な知識を助言することだ、と認識しているようであった。ここは、特に専門家の知識が必要な場面ではないが、I2さんが積極的に会話に参入しているところに、[場面2]との違いが見られる。

I2さんから助言を受けたにも関わらず、Oさんは休憩時間の変更を行わなかったため、「10分も休憩していいんですか?」(15行目)とYさんからも指摘を受けた。この場面から読み取れることは、Oさんが提示した休憩時間が適切でなかったため、それを気付かせるために、I2さんとYさんがOさんに対する自己訂正の促しを行っているということである。通常、自己訂正の促しはかなり丁寧に行われる。I2さんとYさんの反論を軸に、それに対するOさんの反応を検証していこう。

### 反論1:[状況確認]

I2さんによる「に25分でもうあの30分から発表というところでありますけど」(6行目)という発話は[状況確認]を意味する。Oさんの提示通り15時5分まで休憩したとすると、15時30分から発表の予定なので、残り時間が25分ということになる。それではまずいということで発せられた発話であり、この段階でOさんが自己訂正をしたならば、7行目では「じゃあ15時からスタートしましょう」というようなニュアンスの発話が予想される。しかし、Oさんからの返答は「えっまじで?」(7行目)という明らかに状況を把握していないものだったのだ。

### 反論2:[理由]

これに対してI2さんは、さらに「だからまとめたりするところの時間配分オッケーですか?」(8行目)と、今度は反論の[理由]となる発話で返している。これに対してOさんは「そういうことに関しては[あの書記と板書の方にお任せし[ております。]](9行目)という、発表に関しては自分は関与しないから大丈夫、というような態度をみせている。この発話に

対して、ファシリテーターである I2 さんと K さんは笑いによって対応しているが、学生の 3 人は苦笑いや戸惑いの表情を見せており、9 行目の O さんの発話を受け入れ難いものとして捉えているようだ。

### 反論 3:[YES NO クエスチョン]

「そうそうですねじゃあじゃあまあ(2.0)じゃあ 5 分から開始するけど 」(14 行目)という O さんの発話に対して Y さんは「10 分も休憩していいんですか？」(15 行目)とかなりきつい反論をしている。この 15 行目の発話は、非難の外形はとっていない。一応疑問の形をとっていて、O さんに自己修復のチャンスを与えている。けれども、その疑問の形は、オープンクエスチョンではなく、「はい」/「いいえ」で答えることの出来る[YES NO クエスチョン]の形式を取っており、つまりは、問い詰める形になっている。したがって、観察者からみて、かなりきつさを感じるしつもんになっているのである。

### 反論 4:[意見・主張]

Y さんによる「10 分も休憩していいんですか？」(15 行目)に対して O さんは「じゅっただだって今中途半端じゃないのだから」(16 行目)と、まだ休憩を 15 時 5 分までとるという姿勢を崩していない。そこでついに「だって 3 時から始めたらいいじゃん」(17 行目)という[意見・主張]の発話がなされることになるのだ。

このように、自己訂正の促しは、隣接対を繰り返しながら慎重且つ丁寧に行われるということがわかる。

ここからは 16 行目から 20 行目の会話に注目してほしい。O さんが、休憩を 15 時 5 分までとることにこだわったのは、O さんの腕時計が進んでいたためだと、O さんの発話から分かる。腕時計が進んでいることは、I2 さんと Y さんによる自己訂正の促しが行われたことによって、改めて休憩時間を設定しようとする過程で気付いたようだ。O さんの腕時計が教室の時計より進んでいたことが、この場面で O さんが他の人たちとの食い違いのトラブルが起こった原因である。司会には時間管理の仕事があり、この場面で休憩時間の提示を行っている O さんは、自分がどう振る舞わなければならないかを理解して行動している。同様に、トラブルを作りだしたきっかけが自分にあるのなら、人にはそのことを理解してトラブルの「修復」行動を行うことが求められる。

小宮は、私たちの会話には「トラブルを『修復』するための特別の実践がある」とし、さらに「修復においては『自己修復』、つまりトラブルの源を含む発言をした人自身によって修復の操作がなされることが優先されます。」(小宮 2007:146)と述べている。O さんは、自分の発話がトラブルをまねいたことに気づき、最終的に自分自身によって、「あっちゃっと早いじゃああの：じゃああの 3 時 3 時」(21 行目)「スタートということで」(24 行目)と修復を行っている。小宮はさらに、「修復を行うことは、それが『間違い』であるか否かに

かわらず、その会話のなかでは修復されるべきものであるという理解を示すことになるのです。」(小宮 2007:141)とも述べている。Oさんの腕時計が進んでいたことは、KさんがOさんの腕時計を覗きこんでいたことからもおそらく事実であるが、「じゅっただだって今中途半端じゃないのだから」(16行目)「えっえっあれ(1.0)ちょっと若干早いかしら俺の時計」(19行目)という発話の過程をふみながら、すなわち、「不可抗力」による「不適切発言だった」という帰責の構造を呈示することで、責任逃れをしながら、最終的に自己修復に成功している。

### 3. まとめ

今回のWSのOさんと専門家を含める周りの相互行為を在宅医療場面に当てはめると、人々が持っている場面における役割が、時間の構造に大きく影響されていると考えられる。

例えば、A班が調査したTさん宅では(食事介助の相互行為分析 在宅パーキンソン病患者の場合 参照)、介護者であるAさんが患者Tさんに施すサービスを決定し、制限された時間内で業務をこなしている。場面場面でのAさんの振る舞いがどう次の動作に連動するのかに注目したとき、Tさんのわずかな動作に着目し、配慮を繰り返している。Oさんは司会で、時間内に物事を遂行させることを義務化されていながら、場面3でよくみられたI2さんによる自己修復を促すYES NO クエスチョンなどの影響によって進行していた。場面1で見られたようにYさんがOさんの様子を伺いながら専門家に話を伺う場面からもわかるように、全体的な進行権利はOさんが持っていたと考えられるが、だからといって、どのようにも振る舞えるわけではない。振る舞いの可能性は、その時点その場面の他者との協調可能性によって制限/拡張されている。そういう形で、この時のOさんと介護者Aさんは、相互行為のクリエイターとしてあるので、あり、そういう意味で、場面がちがっても、かれらは、共通に「相互行為者」であるのだ、と考えられた。

#### 謝辞

日本学術振興会・埼玉大学 川島理恵様、中京大学 堀田裕子様、ご助言ありがとうございました。徳島大学病院 桑内敬子様、四国大学 石井俊行様、石川県立看護大学 阿部智恵子様、ワークショップでのご助言・撮影協力ありがとうございました。

#### 参考文献

小宮友根、2007、「6章」前田泰樹・水川喜文・岡田光弘編『エスノメソドロジー 人びとの実践から学ぶ』新曜社、124-154。